

第 4 章 外部評価 ～施策・事業の評価結果

※本章に掲載の各施策・事業等の情報は、平成 23 年度施策評価調査及び事業評価調査から抜粋している。

事業名	事業の概要	23 年度予算	23 年度決算
里親関係費	里親の新規開拓、認定および研修	5,332 千円	5,025 千円
補助金（里親）	札幌市里親会に対する事業費の一部及び里親賠償責任保険料の補助	250 千円	250 千円

(1) 施策「1-2-2 健やかな育ちの推進」及び当該施策に関連する事業

① 施策の概要

第 3 次札幌市新まちづくり計画に掲げる重点課題の一つ「子どもが健やかに夢や希望を持って育つ環境の充実」の取組の一つである当施策は、いじめや不登校への取組として、子どもの不安や悩みを和らげるための事業や児童虐待への対応を充実させるための事業を実施している。

このうち、今年度の外部評価の対象とした事項は、児童虐待への対応に関連する 11 事業で、平成 23 年度予算総額で 364,263 千円である。

【a.評価対象施策情報】

政策目標	子どもの笑顔があふれる街			
重点課題	子どもが健やかに夢や希望をもって育つ環境の充実			
重点課題にかかる施策の基本方針	未来を担う子どもたちが、健やかに夢や希望を持って育つ環境づくりを進めるため、札幌らしい学校教育や子どもの社会参加を積極的に進めるとともに、ひきこもりやニートの若者の社会的自立を支援する。また、子どもと家庭の相談窓口の充実や、不登校の子ども状況に応じた支援を行うほか、民間と積極的に連携して、子どもの育ちや学びを支える環境を整える。			
評価対象施策	1-2-2 健やかな育ちの推進			
えがお指標 (評価対象施策関連分)	指標名	現状値	実績値	目標値
	特別な配慮を要する子どもの支援体制が整っていると思う人の割合	41.8% (22 年度)	34.3% (23 年度)	60% (26 年度)
	児童虐待受付処理件数	478 件 (22 年度)	437 件 (23 年度)	430 件 (26 年度)
評価対象事業の 予算・決算額	平成 23 年度予算額	364,263 千円	平成 23 年度決算額	336,465 千円

【b.評価対象事業】

事業名	事業の概要	23 年度予算	23 年度決算
児童相談体制強化プラン推進事業費	1 子どもホットラインの設置、2 スタディメイト派遣事業の実施、3 区家庭児童相談室の普及啓発	9,900 千円	6,788 千円
児童相談所運営管理費	18 歳未満の児童に関する相談を受け、その児童、家庭にとって効果的な処遇を図る事業	105,248 千円	96,611 千円
一時保護関係費	児童相談所が、児童の安全の確保、児童の処遇の参考とするために行う児童の一時保護	71,426 千円	68,236 千円
児童虐待防止対策事業費	児童虐待地域協力員の養成	9,454 千円	8,488 千円
家庭児童相談員費	各区の家庭児童相談員が児童に関することについての相談を受け支援を行う事業	30,824 千円	30,138 千円
児童自立支援施設運営費負担金	北海道立児童自立支援施設に札幌市の定員枠を確保することに伴う、札幌市が北海道に支出する負担金	65,491 千円	56,291 千円
児童家庭支援センター運営費補助金	児童問題を扱う地域に密着した 24 時間対応可能な施設である児童家庭支援センター運営費の補助	49,366 千円	49,366 千円
児童養護施設運営費等補助金	児童養護施設の運営費等に対する補助事業	972 千円	983 千円
ファミリーホーム整備費補助金	施設の新設に係る防火安全設備整備に係る費用等に対する補助	16,000 千円	14,289 千円

② ヒアリングの論点・視点

当施策に対するヒアリングの主な論点・視点は、以下のとおり。

- 児童相談所における業務実施体制について
少子化が進行しているにもかかわらず、家庭での養育機能の低下等の様々な要因により、児童等に関する相談件数が減少していない昨今の状況を踏まえ、児童相談所における職員体制や、相談への十分な対応が図られているのかという点について、ヒアリングした。
回答では、市児童相談所における児童福祉司一人あたりの相談件数が、主な政令指定都市の中で最も多い状況にある中でも、平成 22 年度末に策定した「児童相談体制強化プラン」に基づき、その体制や区役所等との連携の強化を図りながら、効率的に各種相談に対応すべく取り組んでいることが説明されたが、具体的な連携事例等の説明が少なく、抽象的に感じられる部分もあった。
- 職員の質の向上や確保について
複雑多岐にわたり、専門性の高い分野の相談に対応している児童相談所職員の質の向上やその確保に向けた取組についてヒアリングした。
児童相談所では、毎年、複数名を研修実施機関に派遣するとともに、その内容に関する発表会を開催し、100 名以上の所属職員や区職員などの児童福祉に関わる方々へ伝達しているとの具体的な説明があり、様々な工夫を図り、専門知識を児童相談所内のみならず、より多くの関係者の質の向上等に取り組んでいることがうかがわれた。
- オレンジリボン地域協力員制度について
制度の概要や、今後の展望などについてヒアリングした。
回答では、児童虐待の通告の半数以上が地域の市民からのものであることを踏まえ、児童虐待に関する地域の方の関心を高め、児童虐待の防止や早期発見につなげるためにも、協力員制度を広げていこうとしていることが説明されたが、協力員就任後のフォロー等があまりなされていないなどの課題も見受けられた。
- 業務実施状況のチェック体制について
複雑多岐にわたる様々な事案への対応状況等に関するチェック体制についてヒアリングした。
その対応として、児童相談所では、定例・臨時の処遇会議において全事案をチェックしているほか、所内 2 課における相互チェックなどにより対応しているとの回答があったが、児童相談所が取り扱う複雑多岐にわたる事案に適正に対処していくための、より一層の対応強化の必要性を感じた。

③ ヒアリングの印象

ヒアリングでは、委員会からの質問に対して、単に児童相談所の状況を説明するだけではなく、近年の児童やその保護者を取り巻く環境、市の特性等を交えながらの説明がなされ、児童相談所職員が日頃から熱心に取り組んでいることが伝わってくるものであった。

ヒアリングを通して、「健やかな育ちの推進」という施策は、問題が発生していたり、何らかの問題を抱えた子どもに対応する施策であり、少子化によって対象となる児童数が減少している中で、この事業を拡充しなければならないということは、大きな社会的矛盾を抱えているとの印象を受けた。